

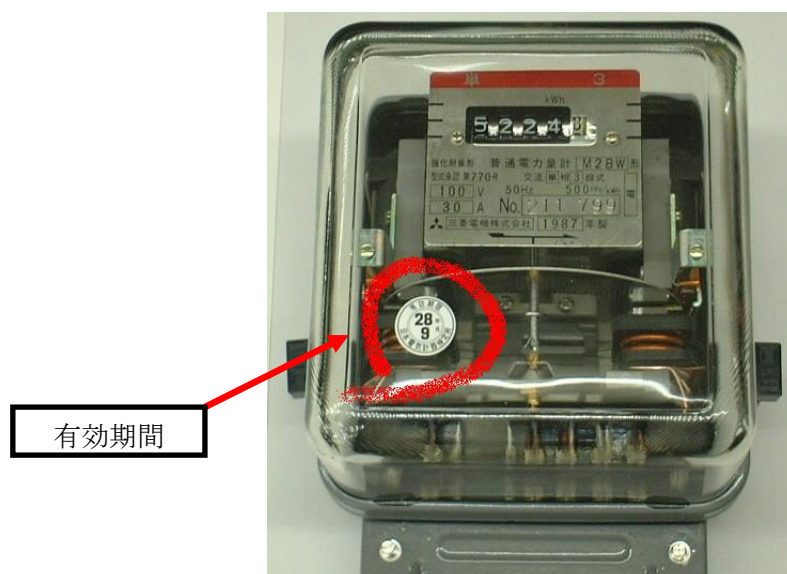
◎メーターの有効期限

★電気・ガス・水道の各メーター及びガソリンメーター及びタクシーメーターは、製造時に構造や性能について検査を行う検定制度があり、検定に合格すると「検定証印」が付されます。

★これらのメーターには有効期間があり、この期間を過ぎると取引証明には使用できません。(計量法第16条)

計量器名	有効期間
電気メーター	単独計器(10年, 7年) 変成器付計器(5年)
水道メーター	8年
ガスメーター	10年, 7年
燃料油メーター	7年, (車載用 5年)
タクシーメーター	1年

例 電気メーター



★電気子メーター(証明用電気計器)

子メーターとは、貸しビル・アパート・市場・貨店舗等のほか、小規模なものでは自動販売機設置場所などにおいて、その設置者が電力会社に支払った電気料金をそれぞれの使用量に応じた配分のために使用するもの。

これらのメーターも有効期間のものでなければ取引証明には使用できません。(計量法第16条)。